

市立障害者自立支援センターについて（案）

1. 新施設の設置に伴う条例改正について

(1) 改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例（平成18年箕面市条例第45号）

(2) 改正の理由

小野原西五丁目に新たな生活介護施設を設置することになったため、本条例を改正し、新施設を追加するもの。（開所は令和4年度見込み）

※本年第2回定例会において、用地費及び設計委託費に係る予算案を可決済み

(3) 改正の主な内容

- ・施設名及び住所を追加する。

施設名称	住所	備考
箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一号	既設
箕面市立ワークセンター ささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一号	既設
（仮称）箕面市立ワークセンター小野原	箕面市小野原西五丁目十番	新規追加

- ・指定管理者への原状回復義務、損害賠償における規定を追加する。

(4) 施行予定日

令和4年4月1日

2. 既存施設の指定管理期間の延長について

- （仮称）箕面市立ワークセンター小野原の開所により、あかつき園建替え中の利用者の受入れ先が確保できる見通しとなったことから、令和4年度から同園の建替えに着手することが可能となった。（平成29年6月策定「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）」に基づく。）
- 現行のあかつき園の指定管理期間は令和2年3月31日まで。令和2年4月1日からの次期指定管理者を今年度選定する予定であったが、令和4年度から建替えに着手すると、現建物での事業期間が残り2年となり公募が困難な状況である。
- よって、現指定管理者の指定期間を24ヶ月延長する。

資料 1

第 号議案

箕面市立障害者自立支援センター条例改正の件

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 月 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立ワークセンター小野原

箕面市小野原西五丁目一〇番

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（原状回復義務）

第十二条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十三条 指定管理者又はセンターを利用する者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

資料 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条を第十四条とし、第十一条の次に二条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第一条の規定により新たに設置されるセンターの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

(仮称)箕面市立ワークセンター小野原を新たに設置するため、本条例を改正するものである。

箕面市立障害者自立支援センター条例新旧対照表

新		旧	
第一条 略		第一条 略	
名称	位置	名称	位置
箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一號	箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一號
箕面市立ワークセンターささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一號	箕面市立ワークセンターささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一號
(仮称)箕面市立ワークセンター小野原	箕面市小野原西五丁目一〇番		
(事業)		(事業)	
第二条～十一条 略		第二条～十一条 略	
(原状回復義務)		(委任)	
第十二条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。		第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長の承認を得て指定管理者が定める。	
(損害賠償)			
第十三条 指定管理者又は利用者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。			
(委任)			
第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長の承認を得て指定管理者が定める。			
附 則 略		附 則 略	

資料 2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条を第十四条とし、第十一条の次に二条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する

(準備行為)

- 2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手續その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。